

知的財産推進計画2017(抜粋)

握した上で、引き続き検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)

- ・教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。

(短期・中期)(文部科学省)

- ・デジタル教科書の有する公共性等を考慮し、その学校教育制度上における位置付けを踏まえ、デジタル教科書についても、公表された著作物の掲載が必要な限度で認められるよう、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

2. 知財システム基盤の整備

(1) 現状と課題

我が国企業がグローバルな事業活動を行っていく中で、知的財産を活用してビジネスの創出や拡大に結び付けていくための大前提として、我が国だけでなく世界各国において円滑に知的財産を権利化できることは必須である。そのため、我が国において迅速かつ適切な知的財産の権利化ができる環境を整備することに加え、世界各国においても円滑な知的財産の権利化が可能となるよう、各国知的財産庁との国際連携の取組を引き続き行っていくことが求められる。

また、知的財産に関し紛争が生じた場合の最後のよりどころは知財紛争処理システムである。具体的に、知的財産が裁判等を通じて財産権として実効的に保護されれば、新たな知的財産を生み出すインセンティブになり、社会全体で活用されて、更に再投資されて知的財産を創造する力が生み出されるという好循環を生むと考えられる。これに関連して、現在の経済発展の基礎が財産権制度にあり、知財制度はその重要な柱の一つであって、知的財産権を制度的にしっかり保障することが円滑な利用につながるという理論が経済学の成果の一つであるとの指摘もなされている。

《知財紛争処理システムの機能強化》

<知財紛争処理システムの機能強化>

中国をはじめとした新興国の台頭など国際競争が激化する中で我が国の産業競争力の維持・向上を図る観点から、知的財産に関する多種多様な紛争の迅速かつ的確な解決は、知的財産を活用したイノベーション創出の基盤として、その重要性が高まり続けている状況である。

こうした中、知財紛争処理システムの機能強化に関し、「推進計画2016」では、「適切かつ公平な証拠収集手続の実現」、「ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現」及び「権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上」などの総合的な対応について、2016年度中に法制度の在り方に関する「一定の結論」を得るとされた。これを踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において検討を進め、本年3月、一定の結論を取りまとめた。その概要は、以下のとお

りである。

- ・適切かつ公平な証拠収集手続の実現

中立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度、及び書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度の導入について、特許法の改正を視野に検討を進める。

- ・ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現

まずは証拠収集手続を強化する立法的な措置を通じて、より適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えた上で、損害賠償額の認定に関する裁判所の運用や国際的な動向を注視しつつ、引き続き慎重に検討を進める。

- ・権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上

権利の早期安定化のために導入した特許異議申立制度の効果を確認するとともに、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況を注視しつつ、引き続き慎重に検討する。

このように産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において一定の結論が取りまとめられたが、こうした制度の見直しの検討を進めることと併せて、知財紛争処理システムの機能強化のためには、知財訴訟において納得感や透明性、説明責任に配慮した適切な運用が引き続き期待される。また、知財紛争処理システムの在り方については、その趣旨に鑑み、我が国のイノベーション推進や国際競争力確保という観点から、運用状況を注視しつつ、国際的な状況も踏まえて、引き続き定期的な検証と見直しを行っていくことが重要である。

<知財紛争処理システムの利用支援>

知財訴訟の利用に対する支援については、経験豊かな弁理士や弁護士になかなかたどり着けない場合があることや裁判に関する経費が中小企業には経営に及ぼす影響が大きいとの課題があること等を踏まえて、官民が様々な形で取り組んでいるが、これらの支援について、利用者の視点等に立っての不断の見直し及び拡充を引き続き行うことが重要である。

また、別の観点で、IoTの進展を背景に、多様な業種、業態の企業が情報通信分野の標準規格を利用する必要が出てきており、こうした社会インフラとなるような規格の実施のために必要な特許について、ライセンス交渉や紛争処理に要するコストが大きくなっていることが指摘されており、特に、中小・ベンチャー企業にとってそのコストを小さくするための対応策が求められている。具体的には、社会的影響が大きい標準必須特許に関する適切なライセンス料を決めることや、多様な特許を巡る紛争を迅速かつ簡便に解決することを目的とした裁判外紛争解決手続（ADR）について検討を進めることが考えられる。

さらに、地方における知財司法アクセスについては、特許権に係る第一審の裁判管轄が東京及び大阪地方裁判所に限定されていることを踏まえ、テレビ会議による訴訟

進行の法定要件を満たし、適切と考えられる事案においてその利用の働きかけが様々な形で行われ、利用実績が伸びており、引き続きテレビ会議システムのニーズに応じた利用の促進が求められる。

<知財紛争処理に関する情報公開・海外発信>

知財紛争処理システムに関する情報公開については、制度に対する内外の信頼感の醸成や裁判結果の予見可能性の向上の観点に加えて、我が国の企業の海外進出や国際的なルール作りへの関与などの国際的視点からも重要であることを踏まえ、特許権の侵害に関する訴訟における統計が公表されるなど対応が進められており、引き続き積極的な対応が求められる。

《世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化》

産業構造に大きな変革をもたらす第4次産業革命の急速な進展を受け、次々と新しい技術やビジネスモデルが生み出され、多様な知財マネジメントが求められるようになる中で、我が国が産業競争力を維持・向上し、国際社会における確固たる地位を占め続けるためには、我が国の産業競争力を支える基盤である産業財産権制度についても、社会情勢の変化やユーザーニーズに合わせて制度及び運用の改善を図っていくことが必須である。

特許については、優れた発明を迅速かつ的確に保護する「世界最速・最高品質」の審査を実現すべく、迅速化については2023年度までの長期目標として、「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月、平均10か月以内とすることを目標として取り組むとともに、品質向上についても産業構造審議会知的財産分科会に審査品質管理小委員会を設置し、更なる品質向上に向けた施策の在り方について検討を行っている。

今後、第4次産業革命の急速な進展を受けて生まれる新しい技術や分野複合的な技術に対しても「世界最速・最高品質」の審査を提供していくという観点から、先行技術文献調査のための特許分類の整備、特許性の判断の予見性の向上、審査体制の強化などの取組が求められる。

また、我が国企業がグローバルな事業活動を戦略的に進めていくためには、進出先において知的財産権を的確かつ円滑に取得・活用することが不可欠であるが、今後一層重要な市場となることが見込まれるアジア新興国等においては、知的財産庁の審査体制の整備が不十分であるなどの問題も指摘されている。そこで、海外進出を図る我が国企業が各国で円滑に特許権を取得できるようにするための国際連携の取組についても引き続き推進していくことが重要である。

意匠については、2014年まで意匠登録出願件数が減少傾向にあったものの、2015年5月から出願受付を開始した意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正

協定に基づく国際出願の利用拡大もあり、2015年以降は増加傾向へと転じている。また、2016年11月には、第2回意匠五庁（ID5）会合が開催され、意匠分野における国際連携を進めていくことが合意されたところである。

一方、我が国企業が今後も国際競争に勝ち残っていくためには、デザインを活かした企業ブランディングが重要であり、我が国企業のデザイン活用力の強化とそれを支援・促進する意匠制度の整備について検討することが求められている。

商標については、2013年以降、毎年平均で約10%出願件数が増加し続けており、審査体制の整備が求められている。加えて、2015年4月から出願受付が開始された「音」、「色彩」「動き」、「位置」、「ホログラム」といった新しいタイプの商標について、積極的に出願がなされており、これら新しいタイプの商標は、言語以外によるブランドの発信手段として企業のブランド戦略に大きな役割を果たすものであるから、引き続き適切な審査を行うことで企業のブランド戦略構築を支援していくことが重要である。

また、近時、一部の者から、手続上の瑕疵のある商標登録出願が大量に行われ、後願者が商標登録出願を断念するなどの混乱が一部生じており、その対応について検討することが求められる。

産業財産権を巡る環境は今後も一層多様化・複雑化すると考えられる。こうした環境変化に伴い、特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の質的・量的変化が見込まれるが、中長期的視野に立ち、特許行政サービスの効率化・質の向上に向けた検討についても引き続き行うことが重要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、我が国の知財紛争処理システムの機能強化のための総合的な対応、我が国において迅速かつ適切な知的財産の権利化ができる環境の整備等を進めるべく、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①知財紛争処理システムの基盤整備

《知財紛争処理システムの機能強化（証拠収集機能の強化等）》

（適切かつ公平な証拠収集手続の実現）

- ・書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度及び中立的な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度の導入について、次期通常国会への法案提出を視野に、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

(ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現)

- ・適切な損害賠償額の実現や知財価値の適正な評価に向けて、証拠収集手続の強化を通じてより適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えるとともに、内外の実態把握を引き続き行い、産業界、法曹界、学界など関係者の多様な意見を踏まえつつ、必要な対応を検討する。(短期・中期)(内閣府、経済産業省、関係府省)

《知財紛争処理システムの利用支援》

(標準必須特許に関する ADR 制度の検討)

- ・IoT が普及する中、社会インフラとなるような規格の円滑な利用を進めるため、社会的影響の大きい標準必須特許の適切なライセンス料を決める ADR 制度(標準必須特許裁定)について、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、次期通常国会への法案提出を視野に検討を進め、2017 年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(経済産業省)

(裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化)

- ・知財紛争を含む紛争の当事者が適切な紛争解決手続を容易に選択できるよう、知財紛争の「裁判外の紛争解決手続(ADR)」を取り扱う者からの認証 ADR(愛称:かいけつサポート)⁷に関する相談を通じて認証申請を促すことにより、ADR の拡充及び活性化を図る。また、適正な審査による認証を行うことや認証 ADR 実施者に関する情報をより広く周知することにより、「認証 ADR」の実施者の拡充とその利用の活性化を図る。(短期・中期)(法務省)
- ・IoT が普及する中、ライセンス交渉や紛争処理に要するコストが大きくなっていることを踏まえ、多様な特許を巡る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、中小企業やベンチャーを含む多様な企業の請求に基づいて調整を行う ADR 制度(あっせん)について、産業構造審議会知的財産分科会において検討を進め、既存の ADR 制度との関係を整理しつつ、2017 年度中に具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。
(短期)(経済産業省)

(国際仲裁の活性化)

- ・知財紛争をはじめ、増加する国際的な企業間等の紛争の解決が促進されるよう、我が国の国際仲裁の利用を活性化させるため、国際仲裁の担い手の養成支援等を含め、必要な基盤整備に向けた具体的な検討・取組を進める。
(短期・中期)(法務省、関係府省)

⁷ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成 16 年法律第 151 号)により、法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決サービスのこと。認証 ADR の利用に対しては、一定の要件の下で、時効中断等の効果が付与される。

(中小企業等支援)

- ・中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険に関する民間の取組を注視するとともに、海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、その自立化について引き続き取り組む。(短期)(経済産業省)
- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)(法務省、経済産業省)

(テレビ会議システム等の活用)

- ・地方における知財司法アクセスの改善に向け、テレビ会議システムのより一層の利用を促進するため、その周知について引き続き期待する。

《知財紛争処理に関する情報公開・海外発信》

(知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議の開催)

- ・中国、韓国及びASEAN諸国を含むアジア地域の司法関係者等を招へいの上、知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催することにより、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。(短期)(法務省、経済産業省)

(知財関係法令の海外発信及び他国における紛争処理の状況の調査)

- ・我が国の知財関係等の法令の透明性を高め、我が国の企業が知的財産を武器に国際的な事業活動を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、ニーズも踏まえつつ、我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳の迅速な作成・公開を推進し、海外発信する。(短期・中期)(法務省)
- ・知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、主要国の裁判所・特許庁における解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体に関する制度・実態等を注視しつつ、これまでの調査結果について、引き続き、ホームページ上で公開するなど広く発信する。(短期・中期)(法務省)

(情報公開・海外発信の拡充)

- ・知財紛争処理システムに関する情報のうち、個別事件に関する情報や統計情報等について、当事者への配慮やユーザーニーズ等を考慮した上で、有意義な情報の国内外への情報発信の充実を引き続き期待する。
- ・主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への情報発信の充実を引き続き期待する。

②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

《第4次産業革命時代に対応した特許審査体制の整備・強化》

(特許審査体制の整備・強化)

- ・ 新技術に対応した権利取得を支援する観点から、IoT 関連技術に精通した審査官の知見を活用し、協働して審査を行うための審査グループを新設するなど、審査体制の整備・強化を行う。(短期・中期) (経済産業省)

(先行技術の検索環境整備)

- ・ 2016 年 11 月に新設した IoT 関連技術を抽出する特許分類について、開発動向の把握、特許取得の予見性の更なる向上等のために、業種・用途別に分類を細分化した上で日本文献に付与を行っていく。また、当該特許分類によって他国の文献も抽出可能となるように、分類の国際標準化に向けて議論を続ける。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、各標準化機関と連携し、順次、機関から標準提案文書等の提供を受け、その検索環境の整備を進める。

(短期・中期) (経済産業省)

(IoT 関連発明の特許取得・活用のための情報提供の充実)

- ・ 特許取得の予見性を一層向上させる観点から、様々な技術分野に適用される IoT などの新たな技術について、これまで公表した IoT 関連の特許審査事例を国内外のユーザーに広く周知する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 取得した権利を有効活用する観点から、IoT を活用したビジネス関連発明の特許の活用方法の整理を行い、その結果を国内外に発信する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ IoT 関連発明に密接に関連するソフトウェア関連発明に係る審査基準等の明確化のための点検を行い、その結果を国内外に発信する。(短期・中期) (経済産業省)

《世界最速・最高品質の審査の実現》

(世界最速・最高品質の審査及びその結果の発信)

- ・ 我が国の産業の競争力を維持・向上し、国際社会で確たる地位を占め続けるため、世界最速・最高品質の審査を実現し、その審査結果を国内外へ早期発信する必要があることから、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023 年度までに、それぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内にするとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与するため、審査官の確保などの特許審査体制の更なる整備・強化を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 戦略的な知財マネジメントの実践に向けて事業において活用される知的財産権のタイムリーな取得を支援するため、特許、意匠、商標に関する出願を一括して審査・

権利化する「事業戦略対応まとめ審査」の更なる周知と利用の促進を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・我が国の特許審査の審査結果のグローバル発信をより一層強化するため、特許審査官が拒絶理由通知等を作成する際に提示した引用文献に関する詳細な情報を、国内外の出願人や外国庁審査官に分かりやすい形で提供する。(短期・中期) (経済産業省)

(意匠制度・運用の見直しの検討)

- ・我が国企業がデザインを生かしたブランディングに関する適切な知見等を身につけ、企業のブランド価値を意匠などの知的財産によって適切に保護することを通じて、国際的な競争優位性を形成することができるよう、我が国企業の産業競争力強化に不可欠となる企業のブランディングに資するデザイン振興のあり方と制度整備について検討を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(商標制度・運用の普及及び検討)

- ・社会情勢などの変化に対応し、商標審査の予見可能性を向上させるとともに、ユーザーにとって明確かつ分かりやすい内容とする目的で改訂された商標審査基準を英訳し、特許庁のウェブサイトを通じて海外ユーザーへの周知を図る。また、国別の受入研修や意見交換などの機会を通じて我が国における商標審査基準の普及と浸透を図る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・一部の者から、手続上の瑕疵のある商標登録出願が大量に行われ、後願者が商標登録出願を断念するなどの混乱が一部生じており、その対応を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

《国際連携の推進》

(第4次産業革命時代の知財システムについての情報の発信・共有)

- ・第4次産業革命による産業構造の変化が世界規模の現象であることに鑑み、第4次産業革命に対応した知財システムの我が国における検討状況や整備状況について諸外国にも発信しつつ、国際的な協調や調和を促す。また、当該取組を通じて、海外知財庁間においても情報が共有されるよう促す。(短期・中期) (経済産業省)

(新興国等への我が国知財システムの普及と浸透)

- ・今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、我が国の審査官を始めとする知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の

司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。

(短期・中期) (法務省、経済産業省、外務省)

(海外展開を図る我が国企業の権利取得支援)

- ・海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査ハイウェイの実効性の向上に向けた取組を進めるとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。あわせて、各国の実情を踏まえながら、特許の付与円滑化に関する協力の促進を図る。(短期・中期) (経済産業省)

(海外知財庁との連携の推進)

- ・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の国際調査において、各庁審査官が協働して調査を行う枠組みについて、海外知財庁と協力して検討を進める。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・2015 年度開始された日米協働調査試行プログラム (2年間) について、着実に運用するとともに、試行期間終了後の更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁との調整を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(我が国の商標制度の発信)

- ・我が国企業のグローバルなブランド戦略を支援するため、新しいタイプの商標に関する制度の導入等を予定している国に対して、国別の受入研修や意見交換などの機会を通じて我が国における制度導入の経験を共有する。(短期) (経済産業省)

(商標の国際登録制度の利便性の向上に向けた WIPO 及び海外知財庁との連携の推進)

- ・標章の国際登録に関するマドリッド議定書に基づく商標の国際登録制度の利便性の向上を図るため、世界知的所有権機関 (WIPO) 及び海外知財庁と協力し、未加盟国への加盟支援、加盟国における業務運用の改善などの課題の解決に向けた取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

- ・今後の自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) などの二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、ACTA (偽造品の取引の防止に関する協定) や TPP 協定などの高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(短期・中期) (外務省、財務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省)

③特許行政サービスの質向上

(特許情報発信の強化)

- ・海外の特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームにおいて海外の特許文献の英語テキスト検索機能の整備を進める。
(短期) (経済産業省)

(特許行政事務の高度化・効率化)

- ・産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化や特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の質的・量的変化に適切に対応する。なお、特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、人工知能技術の活用を視野に入れたアクション・プラン（平成29年4月27日公表）に沿って、実証事業等を推進する。
(短期・中期) (経済産業省)

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進

(1) 現状と課題

第4次産業革命時代を迎え、業種を超えた企業間で連携したオープン・イノベーションの更なる進展が期待される一方、IoT、AI及びビッグデータに代表される新しい技術により収集・蓄積されるデータの量・多様性が急速に増大するとともに、データ処理性能の指数関数的な進化や深層学習に代表されるAI技術の非連続的進化により、新たな競争力の源泉として「データ」の重要性が増している。

こうした状況下で、我が国の知財戦略においては、知財をより広い視点から捉え直した上で、オープン・イノベーションを念頭に置き、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを強化していくことが重要である。そのためには、第4次産業革命時代の特性を踏まえつつ、知的財産権として権利化、営業秘密としての秘匿化のほか、企業・業界における標準化戦略の一層の強化、データの取得や利活用に関する戦略も含め、より幅広い知財マネジメントの基盤となる知財システムを構築していく必要がある。

標準化戦略については、「標準化官民戦略」（2014年5月策定）等を踏まえて、各分野において官民が協力して国際標準化への積極的な取組がなされているが、近年、第4次産業革命の進展に伴い、標準化活動を取り巻く環境も大きく変化している。特にIoTなどモノや技術がつながることにより新たな付加価値が創出される産業社会（Connected Industries）の実現に向けた社会システム分野や国際的な競争が激化している先端技術分野における国際標準化については、標準化活動の中心がデジュール標準からフォーラム／コンソーシアム標準に変化し、領域融合的な様々な規格提案が

じた我が国ジーンバンクへの導入、遺伝情報の解明及び効率的な育種技術の開発・普及を、適切な知財マネジメントの下で推進することにより、地域のニーズに即した新品種の開発と知財としての保護・活用を加速する。(短期・中期) (農林水産省)

(官民連携による新品種開発の活性化)

・主要農作物種子法の廃止法等を踏まえ、民間企業参入を促進し、多様化するニーズへの対応により我が国農業の競争力強化を図るため、適切な知財マネジメントの下で、公的機関が有する種苗の生産に関する知見の民間企業への提供や育種基盤の強化を進めるとともに、民間企業と公的機関の多様な連携を推進する方策を講じる。

(短期・中期) (農林水産省)

2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進

(1) 現状と課題

人口急減・超高齢化、東京への一極集中、グローバル化に伴う国内製造業の空洞化といった大きな社会課題に我が国が直面する中、国際競争の激化、第4次産業革命の進展といった環境変化に対応しながら、我が国全体が持続的な発展・成長を遂げていくためには、全国各地域において各地域の実情に即して、スピード感を持ってイノベーション創出を推進し、地域経済を活性化していくことが極めて重要である。そうした観点から、地域経済を支えかつ経営に小回りのきく中小・中堅企業や迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業が、知財への意識を高め、知財を積極的に活用していくことにより、イノベーション創出や地域産業の活性化に大きく寄与していくことが期待されている。

また、我が国の大学・高等専門学校・公的研究機関等は極めて高い研究能力を有しているところ、この高い研究能力を社会に貢献しうる成果の創出につなげていくためには、大学・高等専門学校・公的研究機関等と中小・中堅企業、ベンチャー企業を含む産業界とが適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携していくことが重要である。

① 地方・中小企業による知財活用

地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要である。

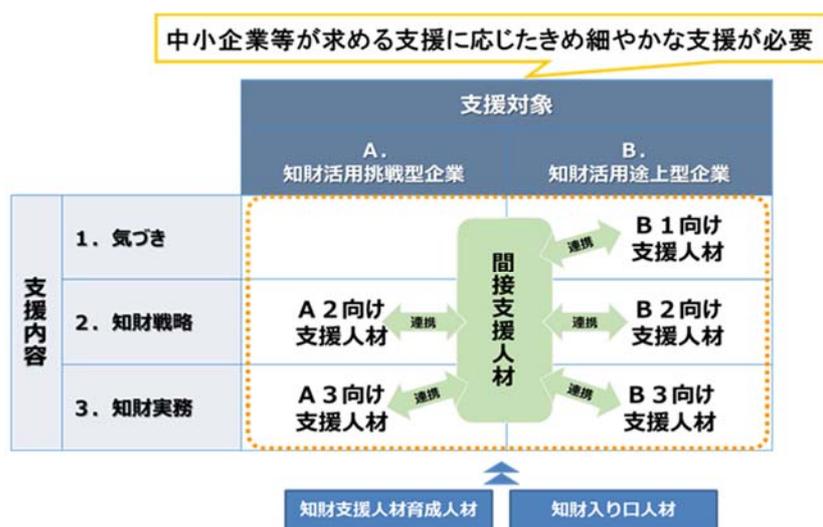
「知的財産推進計画 2015」(平成 27 年 6 月 19 日知的財産戦略本部決定)及び「推進計画 2016」においては、中小企業を二つのカテゴリーに分けて知財戦略の強化を図ってきた。一つは、自らが保有する知的財産を意識して権利化等を行い、それを活用して自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開も含めた挑戦的な活動を行って

る「知財活用挑戦型」であり、もう一つは、権利化できるような知的財産（特に、技術）を有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、生産する製品や販路・取引先も固定的で、多くは下請け的立場にある「知財活用途上型」である。

「知財活用挑戦型」の中小企業に対しては、知的財産権の取得を促進するための更なる環境の整備や、知的財産を活用して国内外で事業化を進めるための支援、侵害対策などの知的財産を保護するための支援が引き続き求められている。また、「知財活用挑戦型」の中小企業のイノベーションを収益につなげるために、知的財産権を権利化して活用する、ノウハウとして秘匿する、さらには、契約を活用するなど様々な手法により、経営戦略の視点で知財マネジメントを実践していくための支援も充実させる必要がある。

一方で、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業については、知財の活用が進んでいないため、知財意識の普及啓発をより一層強化すべきであるという指摘がなされている。知財活用途上型の中小企業にとって、「警告・ライセンスなどの権利活用は自社には無関係であるため、知的財産権を取得するインセンティブがない」という誤解があるが、知的財産は、将来のキャッシュフローの源泉となる資産であり、研究開発力のアピールや販路開拓のきっかけにもなりうるものであるから経営戦略上の重要な要素の1つである。「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、こうした意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要である。また、技術流出を防止するために、ノウハウ管理に対する意識を高めることも促していくことが必要である。

【知財支援人材マトリクス】¹²



中小企業に対する支援内容は、「気づきを促す」、「知財戦略を考える」、「知的財産権

¹² 平成 27 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「地域・中小企業の知財支援人材に関する調査」（5 頁）に基づき知的財産戦略推進事務局作成。

の保護・活用における実務支援」の3つに大きく分類され、それぞれに適した人材による支援が必要であることが指摘されており、中小企業が求める支援に応じてきめ細やかな支援を提供するために、各支援機関の連携を徹底していくことが重要である。昨年9月には、特許庁が「地域知財活性化行動計画」を策定し、これに基づき各機関が連携して知財分野における地域・中小企業支援を推進しているところであるが、「地方の中小企業が技術相談等をしたい場合に、どこに行けばよいのかがわかりづらい」との指摘は依然としてある。したがって、地域レベルでは、各都道府県に配置されている知財総合支援窓口、よろず支援拠点、標準化活用支援パートナー機関、地方公共団体等が連携して地域の支援体制を一層強化していくことが求められている。また、「知財の普及啓発活動から個別支援対応へのつながりが弱い」という指摘もなされており、次の段階の支援へ円滑につなぐための仕組みについても検討していく必要がある。

また、中小企業にとって身近な存在である、金融機関、中小企業診断士、税理士、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係者には、中小企業との経営相談の際に、財務情報には現れない対象企業の価値創造・差別化の源である知的資産（人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランドなどの目に見えない資産であって、企業の競争力の源泉となるもの。知的財産を包摂する広い概念。）にも着目し、中小企業に対して知的資産・知的財産に関する何らかの気づきを促し、必要に応じて適切な機関に橋渡ししていく役割が期待されている。したがって、中小企業支援関係者に対しても、知的資産・知的財産についての啓発活動を行っていく必要がある。

とりわけ、地域金融機関は、資金供給に留まらず、目利き力を発揮し、借手企業の経営課題について経営者と認識を共有した上で、外部機関等と連携を図りながら、ビジネスマッチングなど財務面のアドバイスに留まらないコンサルティングを提供するなど金融仲介の質の向上に取り組んでいる。地域金融機関においては、外部機関等とも連携しつつ、地域経済の活性化に向けて、より一層取り組んでいくことが期待されている。

金融庁は、平成25事務年度以降、事業性評価に基づく融資の促進に取り組んでおり、平成28事務年度金融行政方針においても、「金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（「事業性評価」）するよう促してきた。」と記載するなど、引き続き事業性評価に基づき、顧客企業の価値向上に繋がるアドバイスやファイナンスを提供するよう、組織的・継続的な取組を促しているところである。

また、経済産業省は、地域金融機関や支援機関が、企業との対話を深め、担保や個人保証に頼らない事業性評価に基づく融資や本業支援等を行うことを促すため、2016年3月、地域企業の経営診断指標「ローカルベンチマーク」（財務情報に関する6つの指標と知的財産情報も含む非財務情報に関する4つの視点）を策定・公表した。

また、従来、経済産業省は、企業の固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせて活用していくことを通じて収益につなげる「知的資産経営」を継続的に推し進めており、この知的資産経営の方針をストーリー化し、ステークホルダー（取引先、顧客、

株主・投資家、従業員、地域社会等) に対して効果的に伝達することによって、ステークホルダーからの理解・評価を高め、更なる経営改善につなげていくことができるよう、「知的資産経営報告書」の作成・公表を推奨している¹³。

加えて、特に融資における知財活用の促進のため、特許庁は、「知財ビジネス評価書」の更なる拡充・改善の取組を進めてきた。こうした「ローカルベンチマーク」や「知的資産経営報告書」、「知財ビジネス評価書」等を活用しながら、企業経営者と金融機関・支援機関等とが協調連携して、知的財産を始めとした知的資産を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することを通じて、事業性評価やそれに基づく融資、本業支援等の促進や、地域に波及効果の高い地域産業の活性化を図っていくことが求められている。

また、別の観点で、地域に根ざした地場産業の振興、アニメ・マンガ、映画、音楽、ゲーム、放送番組などのコンテンツを活用した観光産業の振興、地理的表示 (GI) や地域団体商標等を活用した食料・農林水産分野の地域ブランドの国内市場・海外市場拡大、地域の未来を担う「ひと」の養成に向けて地域社会と一体となった「知財創造教育」の推進など、知的財産を活用しつつ各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を実現するために、地域を挙げて取り組むべき課題等があることを踏まえ、地方公共団体が中核となった取組が大いに期待される。

② 産学・産産連携の推進

我が国の知財戦略として、国際競争の激化、第4次産業革命 (Society5.0) の進展をはじめとする技術発展を見据え、オープン・イノベーションを促進するために、産学連携・産産連携を活性化させるための取組は極めて重要である。そして、大学や公的研究機関は、事業化が視野に入る分野については事業化を念頭に置いた知的財産マネジメントを実施し、研究開発の成果を事業化に結び付け、優れた研究成果を社会に還元していく意識を持つことが重要である。

<産学連携の推進>

従来、我が国の産学連携は、個々の研究者間で行われる小規模なものが大半であり、

¹³ 2005年に経済産業省が企業等向けの参考指針として取りまとめた「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年10月公表)等を契機・基礎として、OECD等において企業の価値創造・レポートに於ける国際的な議論が行われた。これらを踏まえ、「国際統合報告評議会 (IIRC)」(規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家及びNGOにより構成される国際的な連合組織)による検討がなされ、「統合報告」の枠組みが構築された(2013年12月9日公表)。「統合報告」は、我が国企業の作成社数が大企業を中心に250社程度(2016年)に及ぶに至り、南アフリカとともに我が国が統合報告先進国となっている。経済産業省もメンバーである「WICI (The World Intellectual Capital/Assets Initiative)」(企業関係者、財務アナリスト、投資家、職業会計人、研究者等によって2007年に設立されたグローバル・ネットワーク)は、2016年9月に統合報告作成のガイドとなる「インタンジブルズ報告枠組み」(WICI Intangibles Reporting Framework)を公表している。

オープン・イノベーションを本格化させていくためには本格的な共同研究が必要であることが指摘されていた。また、産業界からは、大学との連携に関して、共同研究のスピード感や成果（知的財産）管理等で課題が指摘されていた。イノベーションの創出に向けて、「再興戦略 2016」では、「組織」対「組織」の本格的な産学連携が掲げられ、「2025 年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を OECD 諸国平均の水準を超える現在の 3 倍とすることを目指す。」こととされた。これを踏まえ、産学による本格的な共同研究に向けて、文部科学省と経済産業省は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日）を策定している。大学・国立研究開発法人は、同ガイドラインを参考にしつつ、知的財産マネジメントの戦略的方針の策定や知的財産に係る予算の確保と管理体制の整備等を含む知的財産の活用に向けたマネジメントの強化や知的資産マネジメントの高度化により知の好循環を図っていくことが期待されている。

また、産学連携に関しては、「大学において事業化に対する意識が低い」という指摘や、優れた研究成果を知的財産化するにあたって「知的財産に関する予算・人員確保が十分にできていない」という指摘がされている。したがって、大学・公的研究機関の自主的な取組に期待するだけでなく、大学における適切な知的財産予算の確保や知的財産の管理・運用等に関わる人員の育成・確保の方策を検討していくとともに、大学・公的研究機関の事業化に対する意識を高めていくために、大学等における研究成果の事業化に関連する指標の検討や大学等と産業界との対話に向けた取組を進めていく必要もあると考えられる。

また、高等専門学校には、大学と同様、人材育成という高等教育機関としての役割に加え、研究活動を通じた社会貢献についても期待されているところ、とりわけ実社会に根ざした実用・応用的な研究により、地域や企業の抱える問題の解決等を通じて地域社会に貢献していくことが期待される。高等専門学校の研究力と全国的なネットワークを活かし、地域のあるいは地域を越えた中小企業等との連携をより一層進めていくことが、地域経済の活性化のために重要である。

<産産連携の推進>

産産連携については、第 4 次産業革命の特性を踏まえ、オープン・イノベーションにつながる異業種間連携を活性化させるとともに、地域経済を支えかつ経営に小回りのきく中小・中堅企業や迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業と大企業の連携も活性化させていく必要がある。

中小企業等と大企業の連携については、「川崎モデル」等に代表される中小企業等が大企業の技術を実用化するモデルと、大企業が中小企業等の技術を実用化するモデルがある。中小企業等が大企業の技術を実用化するモデルでは、大企業にとって市場規模が小さい、大企業の事業とマッチしないなどの理由で利用されていない優れた技術を中小企業等が活用することで、新たな市場獲得や事業拡大を図ることができる。一方で、大企業が中小企業等の技術を実用化するモデルでは、大企業は中小企業等の

イノベーティブな技術を取り込むことができ、中小企業等は大企業の技術や販路を活用することができる。このような特徴を踏まえ、イノベーション創出や地域産業の活性化のため、中小企業等と大企業の連携が広く普及することが期待されている。

<産学連携・産産連携の支援人材>

産学連携・産産連携の支援については、「支援人材間の連携が十分ではない」という指摘がされており、関係府省において政策目的に応じて配置した知財の専門家間の連携の強化を図るとともに、中小企業支援関係者と、地域支援機関や知財の専門家との連携を促し、シーズとニーズのマッチングや事業プロデュースを行っていくことが必要である。さらに、これらの支援人材の育成や支援人材のキャリアパスの形成に向けた取組も実施していくことが一層求められている。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、中小企業に対する意識啓発や事業支援などの支援、各機関の連携を促進するとともに、大学・高等専門学校・公的研究機関と産業界とが、適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携することを促進するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①地方・中小企業の知財活用

《知的財産の権利化、知的財産の活用の支援》

(知的財産の権利化・活用に向けた支援)

- ・ 地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」に基づき、全国レベルで、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施するとともに、地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点連携し、各地域の実情及び中小企業が求める内容に応じたきめ細やかな支援のための相談体制を強化する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させるとともに、企業等集積地域を対象に出張面接審査と特許に関するセミナーを同時に開催する地域拠点特許推進プログラムを推進する。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 地域の中小企業等の知財活用を促進させるため、巡回特許庁の回数を増やし、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)において、平成29年度第2四半期(7～9月)に「近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を開設し、知的財産の活用支援を行う。また、同本部において、地域ユーザーにとって出張面接審査等を活用しやすい環境を整備し、出張面接審査等の充実を図る。(短期・中期) (経済産業省)

- ・中小企業等による特許等の出願手続簡素化などの支援策を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

(金融機関における知的財産を活用した中小企業支援の推進)

- ・企業の生産性向上等を支援し、地域経済の活性化につなげるため、引き続き金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援等を促す。(短期・中期) (金融庁)
- ・地域金融機関や支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、「ローカルベンチマーク」の周知を行うとともに、さらなる改善の検討を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・中小企業の知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、「統合報告」の活用状況を紹介等しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すとともに、その効果的な活用に向け、「知的資産経営 WEEK」等を通じて金融機関や中小企業支援者に対する普及・啓発活動を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書を活用した融資事例等を収集分析したマニュアルを作成し、金融機関に配布する。

(短期・中期) (経済産業省、金融庁)

(知財活用に向けた人材支援)

- ・中小企業等における知財意識の向上を図るために、経営戦略における知財マネジメントに関するセミナーの開催等を通じて経営者層を含む関係者に対する普及啓発を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。

(短期) (経済産業省) 【再掲】

《知財活用途上型中小企業に対する普及啓発活動》

(知的財産の普及活動)

- ・知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して知的財産の活用に関する気づきを促すため、経営戦略において知財を活用した成功事例を収集分析し、周知を行う等により、知財総合支援窓口による地域中小企業に対する積極的な普及啓発活動を実施するとともに、地方公共団体、よろず支援拠点、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係者に対する知的財産の普及・啓発を全国的

に行う。(短期・中期)(経済産業省)

- ・地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。

(短期・中期)(経済産業省)

(下請取引における知財の取扱いの適正化の推進)

- ・「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。

(短期・中期)(公正取引委員会、経済産業省)

《知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化》

(先導的・意欲的な地域の知財活動の促進)

- ・地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。

(短期・中期)(経済産業省)

(地域中小企業の知財活動支援の強化)

- ・中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析¹⁴を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を引き続き実施する。

(短期・中期)(経済産業省)

(デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化)

- ・地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドを更に活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出など、事業化に向けた支援を一層強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関等についての周知を引き続き進める。

(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

¹⁴ Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunities (機会)、Threats (脅威) の4つのカテゴリーで要因分析して、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法。

- ・中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会（JSA）とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略及び知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

- ・「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業の優れた技術・製品の標準化を支援する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

（営業秘密管理のワンストップ支援の拡充）

- ・営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、e ラーニングコンテンツの提供など、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

（知財紛争処理に関する支援）

- ・中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の整備に向けた民間の取組の周知や海外知財訴訟保険制度の自立化について引き続き取り組む。（短期）（経済産業省）【再掲】
- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。（短期・中期）（法務省、経済産業省）【再掲】

（戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成）

- ・弁理士が「知的財産に関する専門家」として、知的財産とビジネスの両方の視点に立って、オープン&クローズ戦略などの標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知財戦略構築の支援を行っていくための環境整備として、これらに関連する内容を含む弁理士向けのコンサルティング研修を、産業界との意見交換等により得られた意見をカリキュラムに反映する等により一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。（短期・中期）（経済産業省）

《知財活用挑戦型中小企業に対する海外展開支援の強化》

（海外展開に向けた知財支援の強化）

- ・中小企業の海外展開を知財面から支援するため、中小企業の保有する知的財産の権

利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援のさらなる強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

(専門家の海外派遣)

・海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知的財産を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用する等、現地大使館やJETROなど関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省、外務省)

(海外認証取得支援)

・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

《知的財産を活用した地域振興》

(地域における知的財産戦略の推進)

・各都道府県・政令指定都市における知財戦略の策定・改訂状況を調査し、必要に応じて支援を行う。(短期・中期) (内閣府)

・各都道府県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して、地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を押し進めるとともに、各地方自治体の取組の共有等を通じて知的財産の取組の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省、内閣府)

②産学・産産連携の推進

《産学・産産連携機能の強化》

(産学官連携による共同研究の促進)

・「組織」対「組織」の大型の産学官共同研究を推進し、地方大学や中小企業も含めた我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくため、産学官において「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日)の実効性確保の取組を行うことにより、産学官連携活動の強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

・我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成・知的財産マネジメントを官民の資金のマッチングにより実施する。(短期・中期) (文部科学省)

・地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技